

周南市教育支援センター施設分類別計画



令和 5 (2023) 年 3 月

周南市教育委員会

目 次

第1章 本計画の目的.....	1
第2章 施設の設置目的と経緯.....	1
第3章 対象施設の一覧.....	1
第4章 施設の現状と課題.....	3
第5章 今後の施設の方向性.....	6
第6章 計画期間.....	7
参考資料.....	8

第1章 本計画の目的

周南市教育支援センター施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の「教育支援センター」について、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

教育支援センターは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、小学校又は中学校の不登校の児童生徒の自立心を培い、当該児童生徒の学校生活への復帰を目指すとともに、当該児童生徒、保護者及び教職員からの相談に係る助言を行い、また、児童生徒の状況に合わせたカウンセリング、学習等の様々な活動を通して、社会的自立に向けた支援等を実施することを目的として設置した施設であり、周南市教育支援センター条例を定め、教育委員会が管理運営を行っています。

本施設は、平成28(2016)年度まで運営していた、徳山地区と熊毛地区2箇所の適応指導教室について、建物の経年劣化による老朽化のため適応指導機能の移転を検討し、相談窓口等の一本化による支援体制の強化及び支援活動等を充実するため、施設を統廃合したものです。統合先の施設として、旧楠木幼稚園を改修した後、平成29(2017)年度から教育支援センターとして稼働しています。

第3章 対象施設の一覧

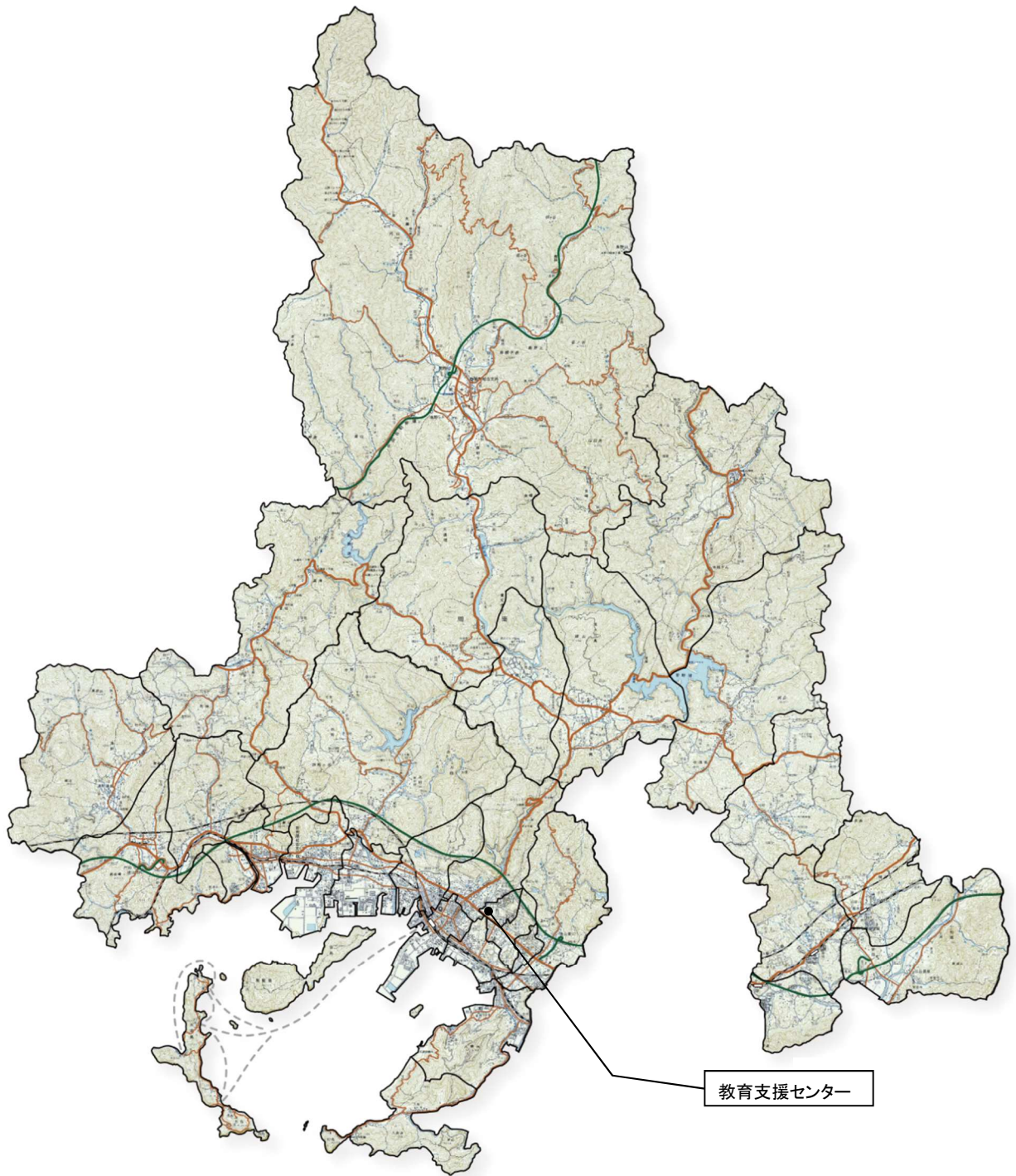
本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。

なお、本計画の対象となる施設の施設分類は学校関連施設であり、学校教育課が所管します。

図表1 対象施設

No.	施設名	所在地	地域	利用圏域
1	教育支援センター	楠木2丁目9番1号	秋月	広域

図表 2 施設位置図



第4章 施設の現状と課題

(1) サービスの現状と課題

(現状) 教育支援センターのサービスでは、不登校及び不登校傾向にある児童生徒を対象とした、学校復帰や社会的自立に向けた支援等を目的とする学習活動やふれあい活動等を行う、通所による施設利用対応と、「不登校相談フリーダイヤル」設置による不登校に関する電話相談の他、センター利用に関する相談等対応のための教育相談機能を有しています。

施設利用について、平成 29(2017)年度のセンター設置当初からの利用状況では、市内小・中学校の不登校児童生徒の増加に合わせ、利用人数も年々増加傾向にありましたが、令和 2 (2020)年度から急激な減少に転じており、これは新型コロナウイルス感染症の拡大により長期にわたる学校休業措置が実施されたこと、また、このため家庭学習に向けた動きが図られ、中でも、児童生徒 1 人 1 台の学習者用端末の整備により、学校授業のオンライン配信等への対応など、家庭教育環境の充実等が主な要因と考えられ、現在の延べ利用者数では当初の約半分程度になっています。

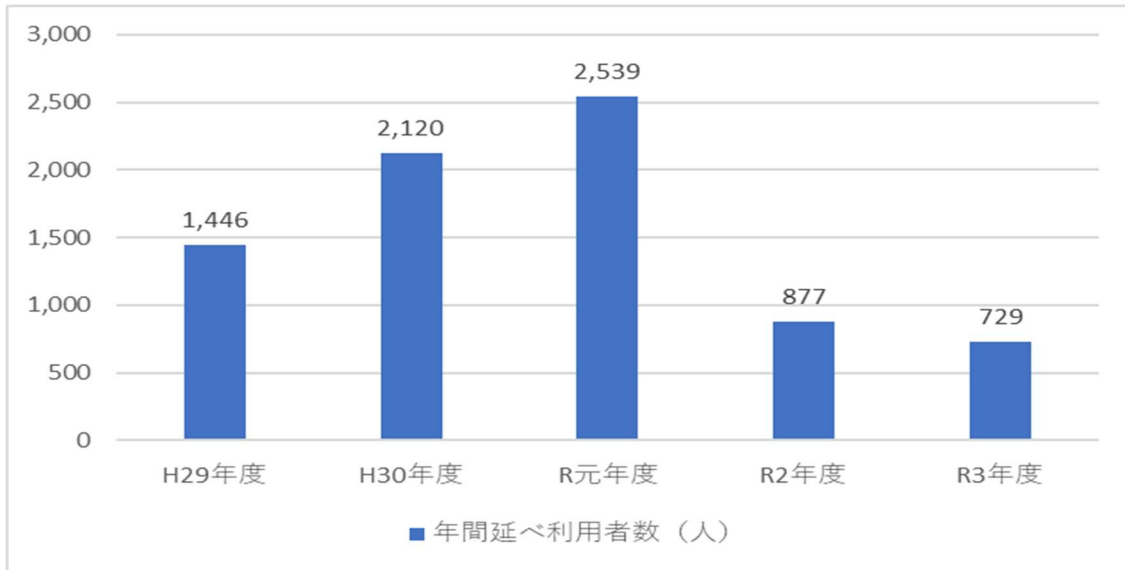
しかしながら、教育相談への対応件数については、多い年度には約 2,000 件に近い時もあり、また、毎年度 1,000 件を超えている状況であるため、センターでは常時多くの相談対応を行っています。

施設の運営コストに関する傾向は、教育支援センター設置時からこれまで、教育指導員等の人件費を含む、施設運営の維持管理経費については、軽微な修繕費用を除いて、ほぼ横ばいとなっています。

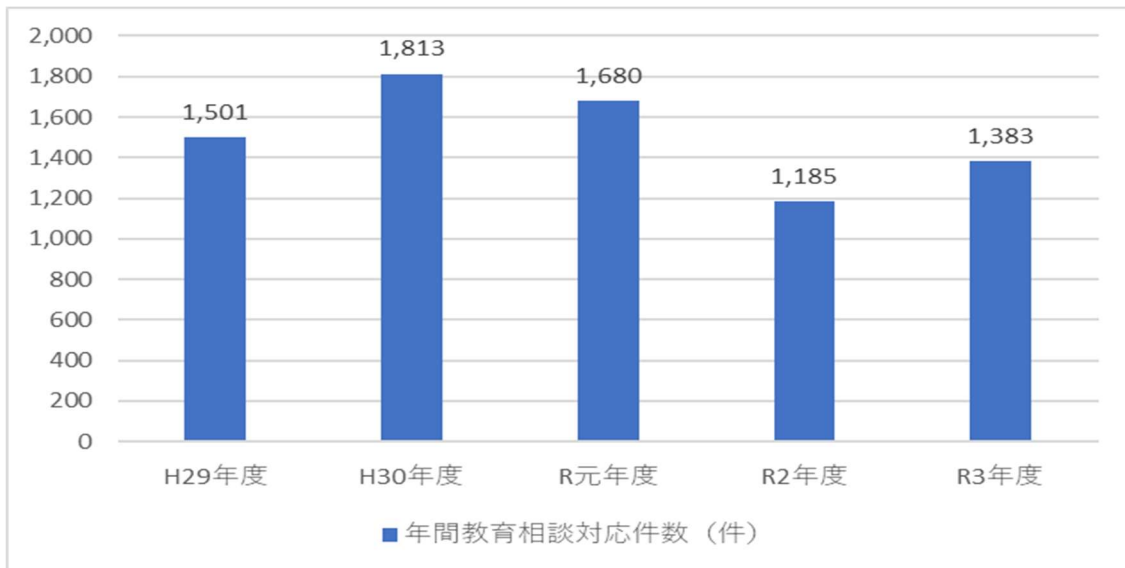
(課題) 教育支援センターの利用者は、現在は減少傾向となっていますが、本施設利用対象である不登校児童生徒は年々増加し、また不登校等教育相談件数も多く推移している状況であることから、本施設の潜在的な利用ニーズは高いことが想定されます。

本施設が、不登校及び不登校傾向の児童生徒が安心して過ごすことができる場として認識されるとともに、教育支援センターの目的に沿った適切な運用となるよう、学校や関係機関等との情報共有や連携に努めるとともに、不登校等の相談対応については、オンライン等も含め充実させるなど、柔軟な受入れ体制の整備を図ることが重要となります。

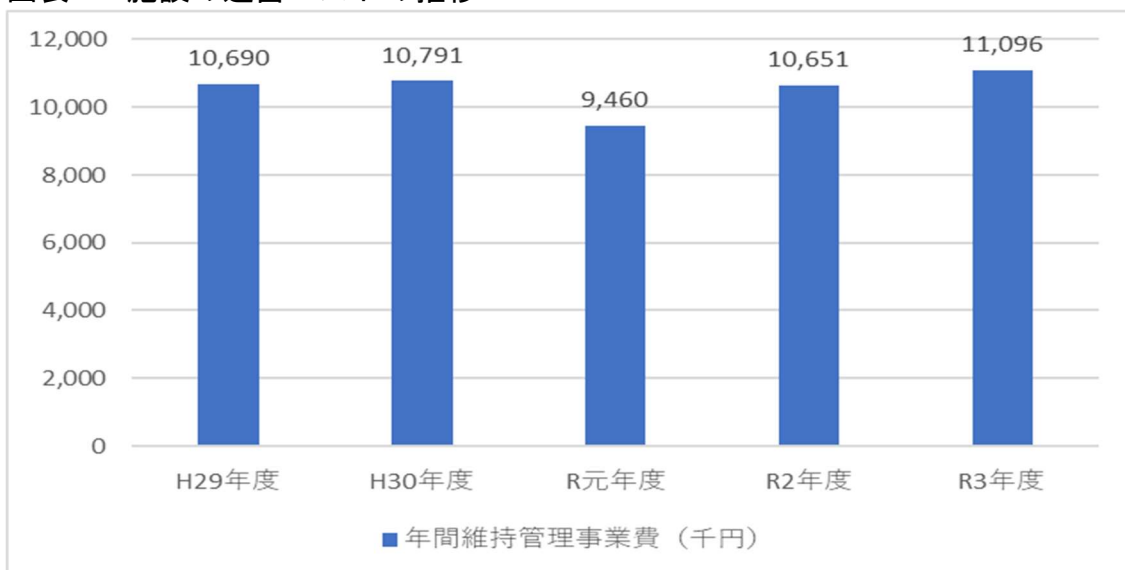
図表3 施設の利用者数の推移



図表4 不登校等教育相談対応件数の推移



図表5 施設の運営コストの推移



(2) 建物の現状と課題

(現状) 本施設は、平成 29 (2017) 年度からの教育支援センター開所に向け、平成 28 (2016) 年度に旧楠木幼稚園を改修し、主に利用する教室等屋内について、主体工事、空調設備工事、機械設備工事、電気設備工事等の大規模改修工事を行いました。しかしながら、建物自体は建設当初から築 43 年が経過しており、その他教室、躯体部分等については、経年劣化による老朽化が進行しています。

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料 1】として添付します。

図表 6 建物の現状一覧

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物													
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	R4自主点検結果	バリアフリー の状況	ハザードマップの状況						
								総合劣化度	対応	該当	土砂	洪水	高潮	津波		
1	教育支援センター	697.92	696.00	1978	RC /50年	未経過	有	56.00	未対応	なし						

* 自主点検は毎年実施

* 構造: SRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)、RC(鉄筋コンクリート造)、S(鉄骨造)、W(木造)

* 法定耐用年数: 減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)において、構造や用途によって記載のもの

(課題) 本施設では、一部雨漏り対策として令和 2 (2020) 年度及び令和 3 (2021) 年度に部分的な屋上防水改修等を行っていますが、その他にも早急な修繕等を必要とする箇所があり、建設当初からの築年数、自主点検の結果等を踏まえて、計画的な改修等対応について適切に行っていく必要があります。

第5章 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、最終的な判断・決定にあたっての材料とします。

一次評価を実施したところ、施設の方向性は、継続利用（現状維持）となりました。

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

(2) 総合評価

1) 基本的な考え方

教育支援センターは、平成29(2017)年度設置当初に比べて、全体的な傾向として利用者は減少傾向にあります。これは新型コロナウイルス感染症の拡大による家庭学習に向けた動きが図られたことや、児童生徒1人1台の学習者用端末整備により、学校授業等のオンライン配信等への対応など、家庭教育環境の充実等が利用者減少の主な要因と考えられます。

本施設の利用対象である不登校児童生徒は年々増加している状況にあり、本施設の設置目的に沿う、利用対象者のニーズは高いことが想定され、今後において利用者が増加に転じる可能性は高く、本施設の必要性が高まることも予想されます。

このため、本施設はサービス及び施設について継続させる必要があり、当面、継続利用（現状維持）としますが、施設の大規模改修や整備が必要となった場合においては、施設の移転等について検討をしていく必要があります。

2) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表7 具体的な方針と実施時期（予定）

No.	施設名	主たる建物							一次評価		総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)					
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	取組の優先度	結果		R5	R6	R7	R8	R9	
1	教育支援センター	43	RC /50年	未経過	有	56	未対応	なし	高い	継続利用(現状維持)	継続利用	RC築後40年経過					

第6章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9(2027)年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料1（第4章関係）】建物の現状一覧（詳細）

第4章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

図表8 建物の現状一覧（詳細）

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	主たる建物														R4自主点検結果														総合劣化度	バリアフリーの状況					ハザードマップの状況												
		総床面積 (㎡)	床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	【建築編】							【設備編】							対応	エレベーター・手すり	入口の 段差解消	施設内の 段差解消	多目的 トイレ	該当	土砂	洪水		高潮	津波																
								1.構造 部材		2.外壁、防水		3.扉、窓		4.床、階段		5.壁、天井		6.附帯設備		7.敷地													1.電気設備			2.機械設備												
								基礎	屋根	ドレン・とい	外壁・ひさし	扉	窓	防火戸	床仕上	階段	内壁	天井	擁壁	門扉	塀 (C、B、 フェンス等)												排水設備 (側溝)	分電盤	照明器具	スイッチ・コンセント	自動火災報知装置	外灯	非常用照明	避難口誘導灯	エアコン	排煙設備	換気設備	屋内消火栓	給排水配管	ボイラー・給湯器	タンク類	衛生器具
1	教育支援センター	697.92	696.00	1978	RC /50年	未経過	有	B	C	B	B	C	A	-	B	A	B	C	B	A	B	B	A	A	A	A	-	-	-	A	-	A	-	B	A	-	A	56.00	未対応	-	X	X	X	なし				

* 自主点検結果

・自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA～Cで判定する。

A:劣化がなく建物の利用に支障なし

B:劣化はあるが建物の利用に支障なし

C:劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある

・総合劣化度:建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

【参考資料2（第5章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

(1) 施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

これらの検討により、導き出される施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化(集約化)	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化(共用化)	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用(現状維持)	現状維持のまま継続的に利用します。(サービスの向上やコストの見直しについて検討します。)
継続利用(規模縮小)	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。(サービスの向上やコストの見直しについて検討します。)
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡(売却)します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある ◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い ◇ 法律等による設置義務付けなし	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒ ◇ 民間譲渡 存在する ⇒ ◇ 廃止	
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス存続 ◇ サービス廃止	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ⇒ ◇ 共同利用 ◇ 補助金などの代替施策で対応可能 ⇒ ◇ 廃止	
		◇ 設置目的の意義が低下している ◇ 利用実態が設置目的に即していない ◇ サービス内容が設置目的に即していない	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 廃止 建築から30年未満の施設 ◇ 利用圏域 地域以外 ⇒ ◇ 転用 地域 ⇒ ◇ 地域移譲	
サービス水準の適正化	「施設の量(数、面積)は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模(延床面積)の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み ◇ 同種、類似の市施設が存在	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 ※左の項目の全てに該当する場合 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用(規模縮小)	
		◇ 複合化(集約化)の検討 ◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化(集約化)	
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化(共用化)	
サービス配置の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができるか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない ⇒ ◇ 多目的化	
		◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い ◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	◇ サービス存続 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化(共用化)	
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができるか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い ◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	◇ サービス存続 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合	◇ 民間活力の拡大(指定管理、PFI/PPP) ◇ 受益者負担の見直し	

周南市教育支援センター施設分類別計画

令和5(2023)年3月

周南市教育委員会 教育部 学校教育課
〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地
電 話 0834-22-8543
F A X 0834-21-2161
電子メール ed-gakkyo@city.shunan.lg.jp